

## ●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年9月7日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
西讃土木事務所	平成30年8月2日
中讃土木事務所	平成30年8月3日
高松土木事務所	平成30年8月7日
長尾土木事務所	〃
高松港管理事務所	平成30年8月8日
建築指導課	平成30年8月9日
都市計画課	〃
下水道課	平成30年8月22日
道路課	〃
港湾課	平成30年8月23日
河川砂防課	〃
住宅課	〃
土木監理課 (収用委員会事務局)	平成30年8月28日
技術企画課（工事検査室）	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入について

(ア) 道路占用料について、占用の許可をした日から1月以内に徴収をしていないものが散見された。（高松土木事務所）

(イ) 道路占用料について、占用の許可をした日から1月以内に徴収をしていないものがあつた。（長尾土木事務所）

###### イ 支出について

超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。（下水道課）

ウ 契約について

（ア）設計金額の積算に当たり、地質調査の結果が十分に反映されていないものがあった。（西讃土木事務所）

（イ）海面清掃船の修繕について、修繕できる業者と契約を締結すべきであったにもかかわらず、高松港海面清掃業務委託の受託業者と変更契約を締結して修繕を行わせていた。（港湾課）

（3）検討指示事項

該当事項なし